解散公告

当社は、平成二十四年十一月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

北九州市小倉北区船頭町二番四号

合同会社村田商店

清算人　村田　信治

解散公告

当社は、平成二十四年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

長崎県北松浦郡佐々町市場免八番地

有限会社プラス

清算人　北野　正徳

解散公告

当社は、平成二十四年十一月二日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

熊本市東区戸島町三二六〇番地一〇

有限会社ハローフーズ

清算人　松本　淳

解散公告

当社は、平成二十四年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地一〇七七番地二

神園産業有限会社

清算人　神薗八千朗

解散公告

当社は、平成二十四年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

岩手県奥州市水沢区大手町一丁目一番地

水沢市姉体地区（第2期）土地区画整理組合

清算人代表　大内　直英

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年六月二十八日開催の理事会の決議により、平成二十四年十一月二日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

福島県福島市杉妻町二番一六号

財団法人福島県罹災救助基金協議会

代表清算人　荒竹　宏之

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年九月二十八日付東京都告示第千四百二十七号により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

東京都目黒区中目黒一丁目一〇番二三号

上目黒一丁目地区市街地再開発組合

代表清算人　五十嵐章郎

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年十一月二十六日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

兵庫県加古郡稲美町国安一一五〇番地の一

稲美町国岡西部土地区画整理組合

代表清算人　辻元　光雄

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年十一月六日青森県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さるよう、土地改良法第六十九条の二第一項及び第四項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一一一

蟹田町土地改良区

清算人代表　村上　耕治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月二十二日開催の第三回理事会の特別決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

福島県田村市滝根町菅谷字沖田四〇五番地

財団法人菅谷共栄会

清算人　郡司　宗正

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十月二十六日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

群馬県太田市新野町三一七番地

社団法人太田市農業振興公社

清算人　眞下　武久

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十四年十月二十四日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

埼玉県鴻巣市関新田一八一〇番地一

清算法人川里中央土地改良区

代表清算人　金子　一夫

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年十月二十三日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西三丁目七番一二号

斑鳩町土地開発公社

清算人　小城　利重

第６期決算公告

平成24年11月28日　東京都渋谷区代々木四丁目31番６号

株式会社クレッジ

代表取締役　星崎　尚彦

貸借対照表の要旨（平成24年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,303	流動負債	674
固定資産	1,703	（うち賞与引当金）	(70)
		固定負債	24
		株主資本	2,308
		資本金	480
		資本剰余金	720
		資本準備金	600
		その他資本剰余金	120
		利益剰余金	1,151
		その他利益剰余金	1,151
		（うち当期純利益）	(104)
		自己株式	△42
資産合計	3,007	負債・純資産合計	3,007